

はじめに

福島第一の廃炉に向けた作業にご尽力いただき、ありがとうございます。また、この度はお忙しい中、労働環境改善に関するアンケートにご協力いただきまして、ありがとうございました。今回のアンケートでは皆さまの現在の労働環境に対する受け止めや、更なる改善要望、ご意見を数多くいただきました。ご意見・ご要望の内容と、今後の改善の方向性・スケジュールなどをまとめましたのでお知らせいたします。

当社としましては、今後も「安心して働きやすい職場」作りに取り組んでまいります。引き続き、福島第一の安定化・廃炉に向けたご協力をよろしくお願いいたします。

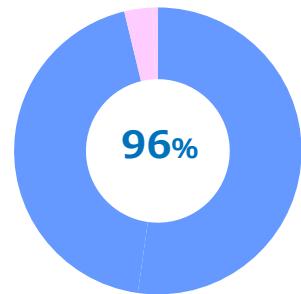
■アンケート実施方法■
 対 象：福島第一の作業に従事する全ての方
 （東電社員を除く）
 方 法：無記名式
 期 間：2017年9月28日～10月31日
 回答者数：5,503人（6,032部配布、回収率91.2%）

アンケート結果の概要

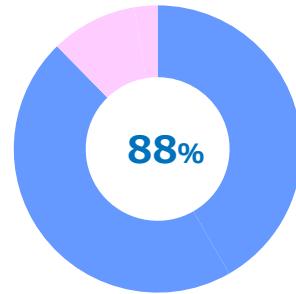
これまで改善してきた主な取り組みに対する評価

- 「作業エリアの線量低減」「コンビニエンスストアの开店(2016年3月)」「食堂の運用開始(2015年4月)」など、**全ての取り組みにおきまして昨年と同様に85%を超える方々に「良い」「まあ良い」と評価いただきました。**

(グラフ内の数字は「良い」「まあ良い」の割合)



作業エリアの線量低減

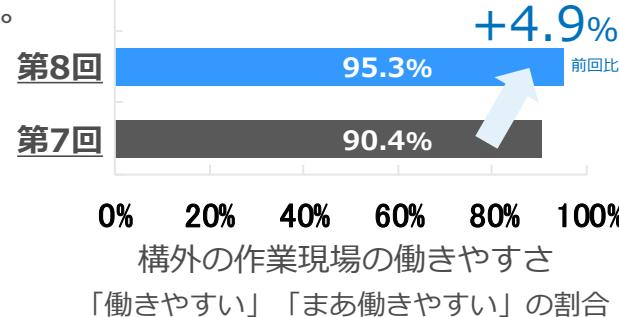


放射線防護装備の適正化による負荷軽減

現在の労働環境に対する評価

- 「入退域管理施設の使いやすさ」「構外の作業現場の働きやすさ」「健康管理面の対策」などにおきまして、80%を超える方々に「良い」「まあ良い」と評価いただきました。

- ・構外の作業現場の働きやすさ (95.3%)
- ・健康管理面の対策 (91.4%)
- ・入退域管理施設の使いやすさ (85.4%)



構外の作業現場の働きやすさ
「働きやすい」「まあ働きやすい」の割合

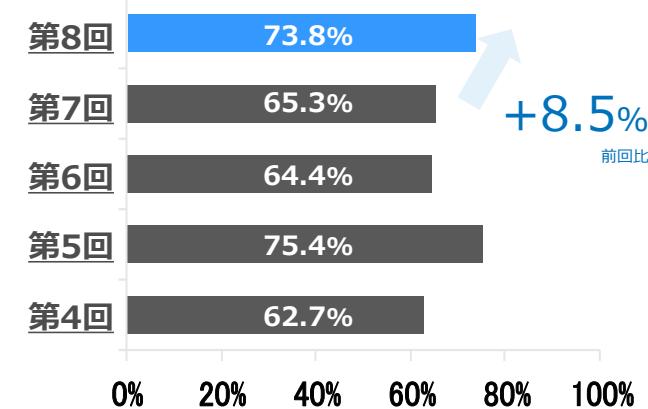
- 一方で、入退域管理施設までの移動のしやすさ、休憩所の使いやすさにおきましては、20%を超える方々に「移動しにくい」や「使いにくい」と評価いただいております。これらにつきましては、今後の労働環境の改善に役立ててまいります。

- この1年で次の取り組みを実施しました。入退域管理施設までの移動のしやすさ
 ・構外駐車場の拡充(+300台)
 ・福島第一とJR富岡駅を結ぶバスの運行開始
 ・企業運行バス待合所の増設

放射線に対する不安について

- 昨年同様に約65%の方々が「ない」「ほとんどない」と回答されている一方で、約35%の方々が「多少ある」「ある」「大いにある」と回答されています。
- 不安を感じている方のうち、約50%の方が「顔の露出している部分が汚染しそう」をその理由として挙げています。

- 実際には顔の汚染はほとんど発生しておらず、増加傾向もありません。顔が汚染する原因はマスクや着衣類を脱ぐときに、汚染したゴム手袋等で誤って触れることです。防護装備の正しい着脱方法等、放射線防護の知識について、入所時教育や災害防止協議会の場などで、引き続き、元請企業と共にわかりやすく作業員の皆さまに周知してまいります。



「移動しやすい」「まあ移動しやすい」の割合

アンケート結果の概要(つづき)

福島第一原子力発電所で働くことへの不安について

○福島第一原子力発電所で働くことに対して38.7%の方々が「不安を感じている」と回答されており、その理由としては「先の工事量が見えないため、いつまで働けるかわからない」、「被ばくによる健康への影響」を挙げています。

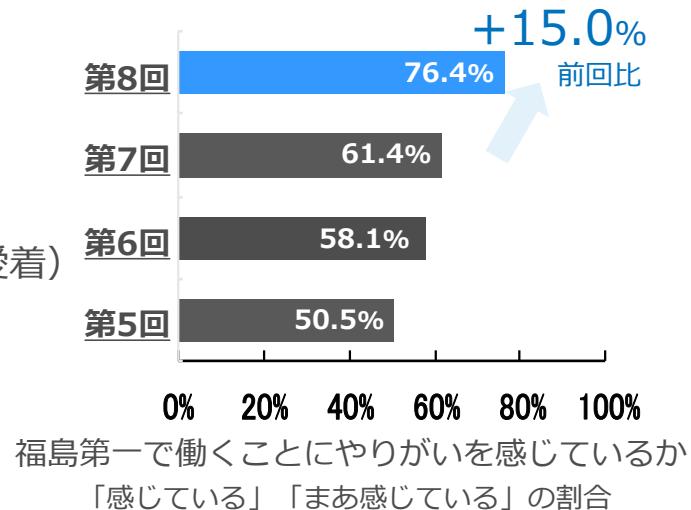
➤被ばくに関する不安については、身の回りの放射線被ばくに関するポスターの掲示や、健康への影響についての講演会DVDを元請企業に配布するなどの取り組みを実施しております。

やりがいについて

○福島第一原子力発電所で働くことに対して、76.4%の方々が「やりがいを感じている」「まあ感じている」と回答されており、昨年(61.4%)より大きく上昇しています。

➤やりがいを感じている主な理由

- ・ 福島復興のため(使命感)
- ・ 福島第一の廃炉のため
- ・ 昔から福島第一で働いている(愛着)



就労実態について

○作業指示を「あなたに給料を支払っている会社以外(元請や上次企業などの人)」から受けていると回答された174件のうち、元請/雇用企業名(記載は任意)の記載があった35件について実態調査を実施し、全てについて“適切”であることを確認しました。

雇用企業名の記載がなかった139件のうち、元請企業名(記載は任意)の記載があった131件につきましては、元請企業へ適正な就労形態確保に関する取り組みを改めてお願いすると共に、協力企業が集まる場での周知徹底をお願いしております。

➤2017年4月より、作業員の皆さまと雇用会社との雇用契約の有無について、書面により確認し、雇用契約を確認することができた方々のみ、福島第一での就労を可能とするような運用を開始しております。

○労働条件通知書などで示された条件通りに、給料が「支払われていない」と回答された21件のうち、元請/雇用企業名(記載は任意)の記載があった6件について実態調査を実施し、全てについて“条件通りに支払われている”ことを確認しました。

雇用企業名の記載がなかった15件については、全ての事案で元請企業名(記載は任意)の記載があり、元請企業へ適正な就労形態確保に関する取り組みを改めてお願いすると共に、協力企業が集まる場での周知徹底をお願いしております。

○福島第一独自の施策としている賃金割増について、「支払われると聞いた時期を過ぎても説明通りに支払われていない」と回答された23件のうち、元請/雇用企業名(記載は任意)の記載があった8件について実態調査を実施し、全てについて“賃金割増の支払いを行っている”ことを確認しました。

雇用企業名の記載がなかった15件のうち、元請企業名(記載は任意)の記載があった14件につきましては、元請企業へ適正な就労形態確保に関する取り組みを改めてお願いすると共に、協力企業が集まる場での周知徹底をお願いしております。

➤就労実態に関する実態調査結果については、福島労働局にご説明し、ご確認いただいております。

その他

○昨年に引き続き、80%以上の方々に今後も福島第一で「ぜひ働きたい」「働きたい」と回答いただいております。

○東電社員に対して感じていることを自由にご記載いただいております。「あいさつ」や「横柄な態度」など、当たり前なことできていないといったお叱りのご意見をいただいております。

皆さまからのご意見を真摯に受け止め、今後の姿勢・態度を正すよう福島第一で働いている全社員に周知徹底いたします。

～次頁より各設問毎の結果を記します～

「これまで改善してきた主な取り組みに対する評価(問1)」

「現在の労働環境の評価(問2～問9)」

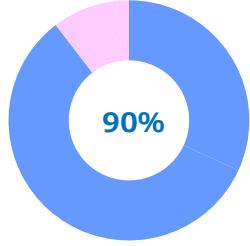
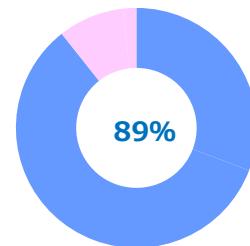
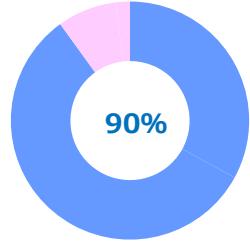
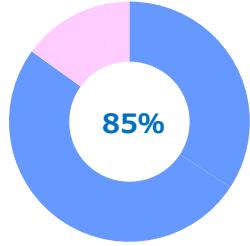
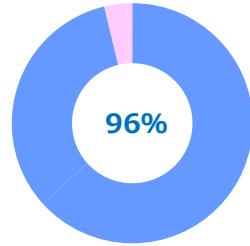
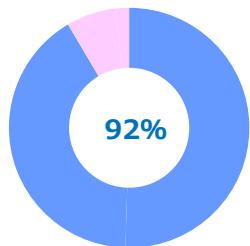
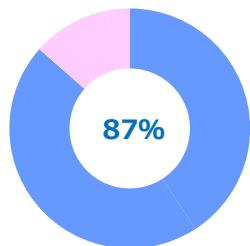
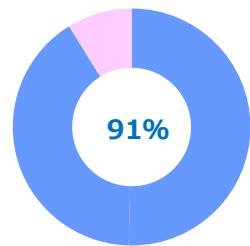
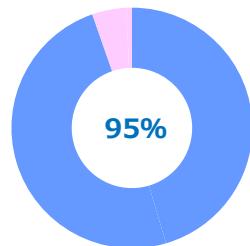
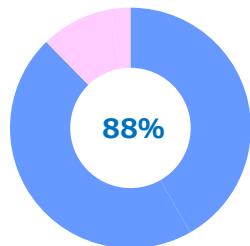
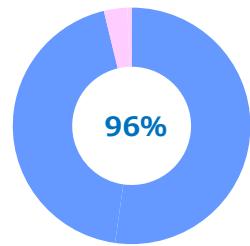
に関するアンケート結果

問1. これまで改善してきた主な取り組みに対する評価について

(「良い」「まあ良い」の割合)

※数字は「無回答」「知らない」を除いて集計

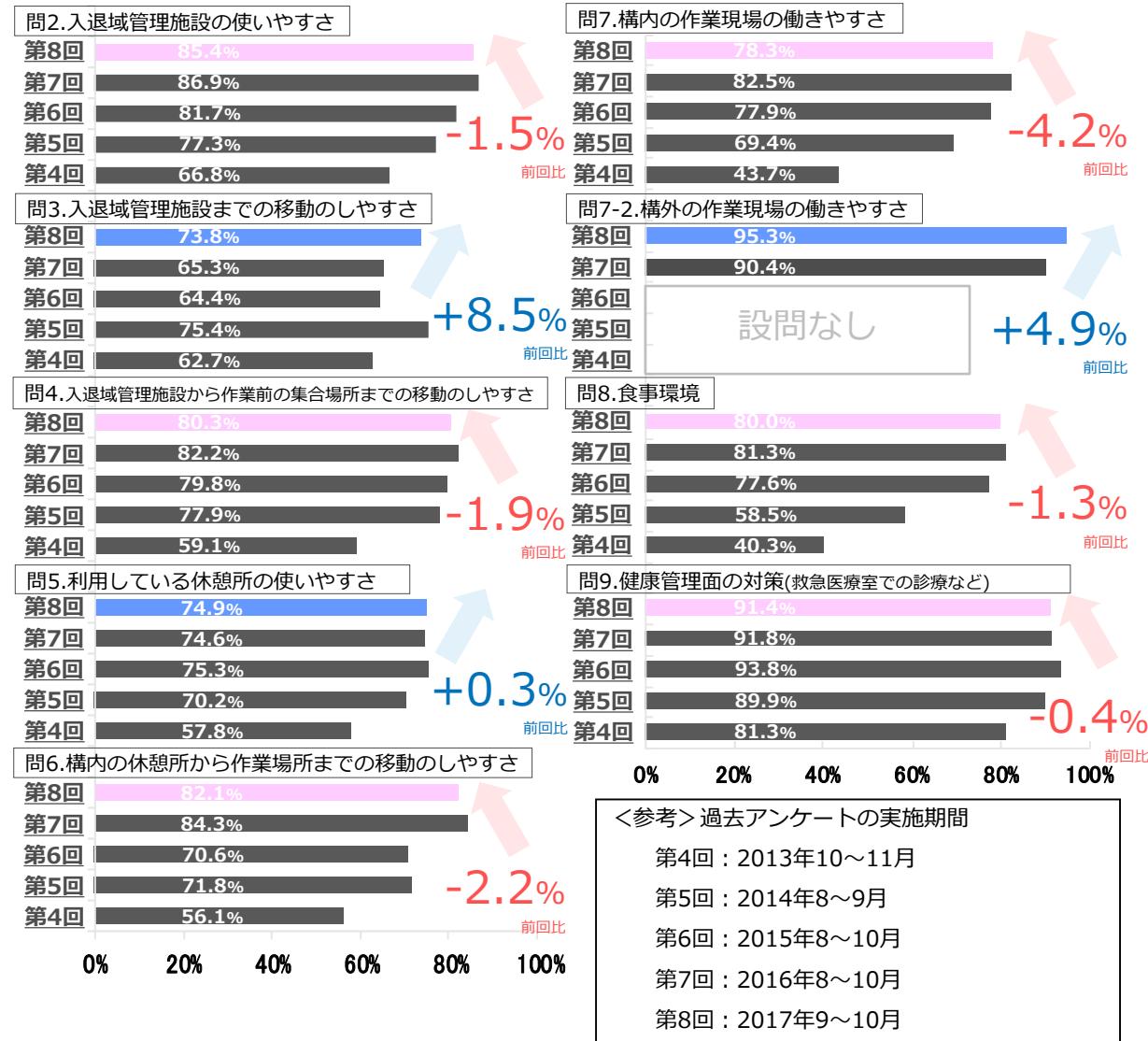
・多くの方々から「良い」「まあ良い」と評価(グラフの■部)いただきました。



※取組み自体を「知らない」との回答が多かった設問
 ⑧シャワー設備の設置：1,079件
 ⑩ウェブサイト「1 FOR ALL JAPAN」の開設：543件
 ⑪廃炉情報誌「はいろみち」の創刊：769件

問2～9. 現在の労働環境の評価について (「良い」「まあ良い」の割合)

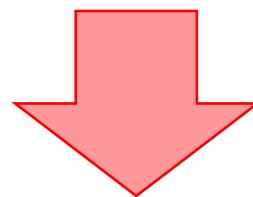
「問3.入退域管理施設までの移動のしやすさ」が最も低い評価、「問7-2.構外の作業現場の働きやすさ」が最も高い評価をいただきました。



各設問について「あまり良くない」または「良くない」を選択した方々からのご意見を以降より記します。

現在の労働環境の評価に関する設問(問2～問9)で 「良い」「まあ良い」の割合が75%以上の設問

「良い」「まあ良い」の割合	設問	詳細な割合
75%以上	問2 入退域管理施設の使いやすさ	85.4%
	問4 入退域管理施設から作業前の集合場所までの移動のしやすさ	80.3%
	問6 構内の休憩所から作業場所までの移動のしやすさ	82.1%
	問7 構内の作業現場の働きやすさ	78.3%
	問7-2 構外の作業現場の働きやすさ	95.3%
	問8 食事環境	80.0%
	問9 健康管理面の対策(救急医療室での診察など)	91.4%
75%未満	問3 入退域管理施設までの移動のしやすさ	73.8%
	問5 利用している休憩所の使いやすさ	74.9%



「問2 入退域管理施設の使いやすさ」や「問4 作業前の集合場所までの移動のしやすさ」など(赤枠内)については、「良い」「まあ良い」の割合が75%を超えました。次のページより、結果の詳細を記します。

アンケート項目・結果

問2 入退域管理施設は使いやすいですか。

No.	カテゴリ名	n	%
1	使いやすい	2980	56.9
2	まあ使いやすい	1494	28.5
3	あまり使いやすくない	629	12.0
4	使いにくい	135	2.6
	集計総数	5238	100.0
	入退域管理施設は使わない	172	-
	無回答	93	-

問2-1 入退域管理施設が使いにくいと感じる理由は何ですか。 (「まあ使いやすい」「あまり使いやすくない」「使いにくい」と感じている方のご意見)

No.	カテゴリ名	n	%
1	小物搬出モニタの数が少ない	895	39.6
2	貴重品が預けられない	688	30.5
3	ロッカー(げた箱)の数が足りない	516	22.9
4	靴の数が足りない	157	7.0
5	その他	271	12.0
-	無回答	269	11.9
	回答対象者 (問2で「使いにくい」「あまり使いやすくない」「まあ使いやすい」と回答された方)	2258	100.0
	回答非対象者 (問2で「使いにくい」「あまり使いやすくない」「まあ使いやすい」以外を回答された方)	3245	-

アンケート項目・結果

問4 入退域管理施設から作業前に集合する場所までは移動しやすいですか。

No.	カテゴリ名	n	%
1	移動しやすい	3261	62.3
2	まあ移動しやすい	942	18.0
3	あまり移動しやすくない	733	14.0
4	移動しにくい	298	5.7
	集計総数	5234	100.0
	入退域管理施設は使わない	160	-
	無回答	109	-

問4-1 入退域管理施設から作業前集合場所まで移動しにくいと感じる理由は何ですか。 (「まあ移動しやすい」「あまり移動しやすくない」「移動しにくい」と感じている方のご意見)

No.	カテゴリ名	n	%
1	構内循環バスの本数が少ない	899	45.6
2	構内循環バスが混雑している	759	38.5
3	バス待合所が狭い	348	17.6
4	どこに行くバスかわからない	252	12.8
5	行きたい場所にバス停留所がない	235	11.9
6	その他	183	9.3
-	無回答	195	9.9
	回答対象者 (問4で「移動しにくい」「あまり移動しやすくない」「まあ移動しやすい」と回答された方)	1973	100.0
	回答非対象者 (問4で「移動しにくい」「あまり移動しやすくない」「まあ移動しやすい」以外を回答された方)	3530	-

アンケート項目・結果

問6 構内の休憩所から構内の作業現場までの移動はしやすいですか。

No.	カテゴリ名	n	%
1	移動しやすい	3216	63.9
2	まあ移動しやすい	914	18.2
3	あまり移動しやすくない	651	12.9
4	移動しにくい	253	5.0
	集計総数	5034	100.0
	構内の休憩場所は使わない	350	-
	無回答	119	-

問6-1 構内休憩所から構内作業現場まで、移動しにくいと感じる理由は何ですか。 (「まあ移動しやすい」「あまり移動しやすくない」「移動しにくい」と感じている方のご意見)

No.	カテゴリ名	n	%
1	構内の現場周辺に駐車できる場所がない	838	46.1
2	構内の移動で使える車両が少ない	770	42.4
3	構内の休憩所周辺に駐車できる場所がない	596	32.8
4	構内の作業現場まで時間がかかる	379	20.8
5	構内の道路・標識の整備状況が悪い	239	13.1
6	その他	89	4.9
-	無回答	154	8.5
	回答対象者 (問6で「移動しにくい」「あまり移動しやすくない」「まあ移動しやすい」と回答された方)	1818	100.0
	回答非対象者 (問6で「移動しにくい」「あまり移動しやすくない」「まあ移動しやすい」以外を回答された方)	3685	-

アンケート項目・結果

問7 構内の作業現場は働きやすいですか。

No.	カテゴリ名	n	%
1	働きやすい	2838	54.2
2	まあ働きやすい	1262	24.1
3	あまり働きやすくない	876	16.7
4	働きにくい	260	5.0
	集計総数	5236	100.0
	構内での作業はない(構外での作業)	156	-
	無回答	111	-

問7-1 構外の作業現場は働きやすいですか。

No.	カテゴリ名	n	%
1	働きやすい	99	77.3
2	まあ働きやすい	23	18.0
3	あまり働きやすくない	3	2.3
4	働きにくい	3	2.3
	回答対象者のうち、無回答を除いた数	128	100.0
	回答対象者	156	-
	回答非対象者	5347	-

「構内の作業現場が働きにくいと感じる理由」及び「構外の作業現場が働きにくいと感じる理由」は次のページをご参照ください。

問7 構内外の作業環境 (続き)

アンケート項目・結果

問7-1 構内作業現場が働きにくいと感じる理由は何ですか。
(「まあ働きやすい」「あまり働きやすすくない」「働きにくい」と感じている方のご意見)

No.	カテゴリー名	n	%
1	全面マスクで見にくい/聞こえにくい	1251	52.2
2	カバーオールやアノラックを着ているため動きにくい	880	36.7
3	作業現場の線量が高い	494	20.6
4	工具類が持ち出せない/工具類の補充が間に合わない	473	19.7
5	車両スクリーニングに時間がかかる	328	13.7
6	自分の靴で歩けない	239	10.0
7	作業エリアに不安全箇所がある(仮設配管や足場の散乱、開口部にトラロープが張)	57	2.4
8	その他	171	7.1
-	無回答	180	7.5
	回答対象者 (問7で「働きにくい」「あまり働きやすすくない」「まあ働きやすい」と回答された方)	2398	100.0
	回答非対象者 (問7で「働きにくい」「あまり働きやすすくない」「まあ働きやすい」以外を回答された方)	3105	-

問7-2 構外の作業現場が働きにくいと感じる理由は何ですか。
(構外の作業現場が「働きにくい」「あまり働きやすすくない」と感じている方のご意見)

【自由記載】

- 入退域管理施設でAPDを借りなければならない
- 構外作業で書類手続きが多く面倒
- トイレが近くにない

問8 食事環境

アンケート項目・結果

問8 食事環境はいかがですか。

No.	カテゴリー名	n	%
1	良い	3137	62.6
2	まあ良い	867	17.3
3	あまり良くない	737	14.7
4	良くない	270	5.4
	集計総数	5011	100.0
	わからない	372	-
	無回答	120	-

問8-1 食事環境が良くないと感じる理由は何ですか。
(「まあ良い」「あまり良くない」「良くない」と感じている方のご意見)

No.	カテゴリー名	n	%
1	ゴミを捨てる場所がない	859	45.8
2	弁当を保管しておく場所がない	546	29.1
3	食事をする場所が近くにない	462	24.7
4	線量を心配しながら食事しなければならない	203	10.8
5	手を洗えない	169	9.0
6	弁当を温められない	168	9.0
7	その他	243	13.0
-	無回答	191	10.2
	回答対象者 (問8で「良くない」「あまり良くない」「まあ良い」と回答された方)	1874	100.0
	回答非対象者 (問8で「良くない」「あまり良くない」「まあ良い」以外を回答された方)	3629	-

問9 健康管理面の対策(救急医療室での診療など)

アンケート項目・結果

問9 健康管理面の対策(救急医療室での診療、インフルエンザの予防接種、相談窓口等)はいかがですか。

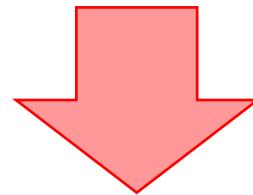
No.	カテゴリー名	n	%
1	良い	3828	77.3
2	まあ良い	700	14.1
3	あまり良くない	298	6.0
4	良くない	123	2.5
	集計総数	4949	100.0
	わからない	472	-
	無回答	82	-

問9-1 健康管理面の対策(救急医療室での診療、インフルエンザの予防接種、相談窓口等)が良くないと感じる理由は何ですか。
(「まあ良い」「あまり良くない」「良くない」と感じている方のご意見)

No.	カテゴリー名	n	%
1	軽い症状(風邪・頭痛など)で救急医療室(ER)を受診すると、作業に影響がでて、他の方に迷惑がかかるので受診しづらい	597	53.3
2	インフルエンザ予防接種を受けられる日が少ない	325	29.0
3	移動などは団体行動のため、救急医療室(ER)に立ち寄る時間が取りづらい	203	18.1
4	精神的な悩みなどを相談する方法がわからない	77	6.9
5	救急医療室(ER)の場所がわからない	32	2.9
6	その他	107	9.5
-	無回答	167	14.9
	回答対象者 (問9で「良くない」「あまり良くない」「まあ良い」と回答された方)	1121	100.0
	回答非対象者 (問9で「良くない」「あまり良くない」「まあ良い」以外を回答された方)	4382	-

現在の労働環境の評価に関する設問(問2～問9)で 「良い」「まあ良い」の割合が75%未満の設問

「良い」「まあ良い」の割合	設問	詳細な割合
75%以上	問2 入退域管理施設の使いやすさ	85.4%
	問4 入退域管理施設から作業前の集合場所までの移動のしやすさ	80.3%
	問6 構内の休憩所から作業場所までの移動のしやすさ	82.1%
	問7 構内の作業現場の働きやすさ	78.3%
	問7-2 構外の作業現場の働きやすさ	95.3%
	問8 食事環境	80.0%
	問9 健康管理面の対策(救急医療室での診察など)	91.4%
75%未満	問3 入退域管理施設までの移動のしやすさ	73.8%
	問5 利用している休憩所の使いやすさ	74.9%



「問3 入退域管理施設までの移動」や「問5 休憩所の使いやすさ」については、「良い」「まあ良い」の割合が75%未満でした。
次ページより、当社の改善の方向性について記します。

問3 入退域管理施設までの移動（自宅・宿舎→構外駐車場→入退域管理施設）は移動しやすいですか。

No.	カテゴリー名	n	%
1	移動しやすい	2749	52.6
2	まあ移動しやすい	1109	21.2
3	あまり移動しやすすくない	912	17.5
4	移動しにくい	452	8.7
	集計総数	5222	100.0
	入退域管理施設は使わない	130	-
	無回答	151	-

問3-1 入退域管理施設まで移動しにくいと感じる理由は何ですか。（「まあ移動しやすい」「あまり移動しやすすくない」「移動しにくい」と感じている方のご意見）

No.	カテゴリー名	n	%
1	構外駐車場が足りない	1089	44.0
2	バス停留所から入退域管理施設までの歩道に雨が吹き込む	997	40.3
3	バス停留所から入退域管理施設までが遠い	646	26.1
4	バスが混雑している	561	22.7
5	その他	278	11.2
-	無回答	156	6.3
	回答対象者 (問3で「移動しにくい」「あまり移動しやすすくない」「まあ移動しやすい」と回答された方)	2473	100.0
	回答非対象者 (問3で「移動しにくい」「あまり移動しやすすくない」「まあ移動しやすい」以外を回答された方)	3030	-

<皆さまへのお知らせ>

【駐車場について】

○発電所構外の駐車場につきましては、2016年11月時点で普通車・大型車あわせて約650台分でしたが、**2017年11月時点で、約950台の駐車が可能**となりました。

一人乗り車両の削減にもご協力いただいていることもあり、ピーク時間帯にも若干の空きがあります。

○なお、道路渋滞緩和を目的として構外駐車場まで乗り入れ可能な車は許可制にしております。可能な限り当社または元請企業さまが運行するバスのご利用や、乗り合わせで移動していただきますよう、引き続き、皆さまのご理解とご協力をよろしく願いいたします。

<皆さまへのお知らせ>

【入退域管理施設までの歩廊について】

○協力企業棟・構外休憩所から入退域管理施設までの歩廊(安全通路)について、**2018年7月を目処に本設化**いたします。

【バスの運行について】

○当社が運行している発電所までの出退社バスにつきましては、**乗車実績を見ながら改正を行い、ピーク時間帯で10～20分間隔で運行**しております。時間帯により、混雑することがあると思いますが、皆さんが乗車できますよう相席等のご配慮をお願いします。

○2017年12月より、平日に1日2便、発電所から**JR常磐線「富岡駅」まで行くバスの運行を開始**しました。

・ **出社便：富岡駅 8:35発 → 入退域管理施設前 8:55着**

・ **退社便：バス待合所・入退域管理施設前 15:00発 → 富岡駅 15:45着**

【バス待合所について】

○2017年4月より、**当社が運行する退社バスについては全便「バス待合所」と「入退域管理施設前」の2ヶ所を経由**することとしました。

○協力企業運行バスの乗車場所については、協力企業棟横の仮設歩廊（安全通路）でお待ちいただいておりますが、風雨や熱中症予防等の観点から、既存のバス待合所の予備スペースを活用し、**新たに企業運行バスの待合所を整備**しました（2017年10月～）。



東電運行バス 待合所 協力企業運行バス 待合所

協力企業運行バスのバス待合所



協力企業運行バスのバス待合所入口

○なお、協力企業運行バスの下車につきましては、従来より入退域管理施設前のバス停留所をご利用いただけます。

問5 あなたが使っている休憩所は使いやすいですか。

No.	カテゴリ名	n	%
1	使いやすい	2837	54.5
2	まあ使いやすい	1064	20.4
3	あまり使いやすすくない	827	15.9
4	使いにくい	476	9.1
	集計総数	5204	100.0
	休憩所は使わない	205	-
	無回答	94	-

問5-1 休憩所が使いにくいと感じる理由は何ですか。

(「まあ使いやすい」「あまり使いやすすくない」「使いにくい」と感じている方のご意見)

No.	カテゴリ名	n	%
1	狭い	1495	63.2
2	携帯電話がつながりにくい	672	28.4
3	机やイスがない/足りない	463	19.6
4	打合せや休憩の時に騒音が気になる	370	15.6
5	作業現場から遠い	282	11.9
6	タバコの煙やにおいが気になる	127	5.4
7	その他	203	8.6
-	無回答	133	5.6
	回答対象者 (問5で「使いにくい」「あまり使いやすすくない」「まあ使いやすい」と回答された方)	2367	100.0
	回答非対象者 (問5で「使いやすい」「まあ使いやすい」と回答された方)	3136	-

【大型休憩所のシャワー設備について】

○今回のアンケートにおいて、1,079名（前年1,188名）の方がシャワー設備を「知らない」と回答されました。

○シャワー設備を以下の通り運用しております。是非ご利用ください。
(タオルやシャンプー類は各自で準備いただけますようお願いいたします)

✓設置場所：大型休憩所3階

✓設置台数：30台

✓利用時間：9:00～16:00（平日・休日）

※大型休憩所に行くことができる方ならどなたでもご利用いただけます。



<皆さまへのお知らせ>

【休憩所の現状】

- 休憩所が狭いというご意見をいただいております。大変申し訳ございません。
- 毎月開催している「休憩エリア調整会」において、作業員数の増減を踏まえた企業別休憩エリアの調整や、要望の聴取・改善を図るなど、休憩所の利便性向上に努めています。

【休憩所の今後について】

- 企業センターに本設の休憩所を新たに整備するとともに、休憩所の環境改善（非管理対象区域化）及び集中化を図っていく計画です。**



【携帯電話について】

- 構内への携帯電話の持ち込みについて、核物質防護の観点から運用方法を検討しておりました。今後は執務室・休憩所での使用に限定し「許可制」で持ち込みを可能とするような運用とさせていただく予定です。あわせて、携帯電話の電波改善についても検討してまいります。

作業に当たられている方々の食堂利用、作業時の
防護装備の実態に関する設問(問10～問12)

今後の食堂運営の参考のためにおたずねします。

< 皆さまへのお知らせ >

問10 大型休憩所や新事務棟の食堂を使っていますか。

No.	カテゴリー名	n	%
1	使っている・使ったことがある	3159	57.4
2	使っていない・使ったことがない	2244	40.8
-	無回答	100	1.8
	全体	5503	100.0

○離れた場所で作業されている方もいらっしゃると思いますが、大型休憩所および新事務本館で食堂を運営しておりますので、ぜひ食堂をご利用ください。食堂は全作業員の皆さまがご利用できます。

< ご利用可能な時間 >

昼食

- ・大型休憩所 10:00～14:30* 月～土
- ・新事務本館 11:30～13:30 月～金

*いただいたご意見を踏まえ、2015年12月より大型休憩所の昼食運営時間を14:30に延長しております。

夕食

- ・大型休憩所 17:30～18:30 月～土

< 料金 >

- ・1食380円

ご飯を大盛りにしてもお値段は一緒！

< メニュー >

- ・昼5種類、夜3種類 全メニュー日替わりです。

メニューはこちら→



QRコード

○各種フェアも実施しています！



問10-1 食堂を使った感想はいかがですか。

No.	カテゴリー名	n	%
1	値段のわりにおいしい	1391	44.0
2	一部のメニューが早く売り切れる	941	29.8
3	メニューが少ない	436	13.8
4	メニューが豊富(日替わりメニュー)	405	12.8
5	カードの使い勝手が悪い(残高がわからない、同じメニューをたのめないなど)	380	12.0
6	ボリュームがある	334	10.6
7	ボリュームが少ない	285	9.0
8	値段のわりにまずい	207	6.6
9	その他	207	6.6
-	無回答	439	13.9
	回答対象者 (問10で「使っている・使ったことがある」と回答された方)	3159	100.0
	回答非対象者 (問10で「使っていない・使ったことがない」以外を回答された方)	2344	-

問10-3 使っていない理由はなんですか。

No.	カテゴリー名	n	%
1	利用している休憩所から遠い	942	42.0
2	家、寮でお弁当を用意してもらっている	723	32.2
3	大型休憩所のコンビニ以外のお店で買っている	507	22.6
4	運営時間と休憩時間が合わない	440	19.6
5	大型休憩所のコンビニで買っている	174	7.8
6	家・寮でご飯を食べたい	75	3.3
7	料金が安い	48	2.1
8	その他	88	3.9
-	無回答	136	6.1
	回答対象者 (問10で「使っていない・使ったことがない」と回答された方)	2244	100.0
	回答非対象者 (問10で「使っていない・使ったことがない」以外を回答された方)	3259	-

アンケート項目・結果

結果の総括

作業時の服装についておたずねします。

問11 作業時の服装に近いもの、または最も多く着用する装備はどれですか。

No.	カテゴリ名	n	%
1	一般作業服(入退域管理施設や休憩所内の作業服)	621	11.3
2	一般作業服または構内専用服+DS2 マスク (Gゾーン装備)	2251	40.9
3	カバーオール+半面マスクまたは全面マスク (Yゾーン装備)	2213	40.2
4	カバーオール+アノラック+全面マスク+長靴 (Rゾーン装備)	224	4.1
	無回答	194	3.5
	全体	5503	100.0

問11-1 Yゾーン装備で作業している場所はGゾーンですか。

No.	カテゴリ名	n	%
1	はい	387	17.5
2	いいえ	1703	77.0
	無回答	123	5.6
	回答対象者 (問11で「Yゾーン装備」と回答された方)	2213	100.0
	回答非対象者 (問11で「Yゾーン装備」以外を回答された方)	3290	-

問11-2 なぜGゾーンにおいてYゾーン装備を着用して作業をしているのですか。

No.	カテゴリ名	n	%
1	GゾーンとYゾーンの両方で仕事があり、着替えるのが手間だから	174	45.0
2	会社や職長、上長からの指示だから	162	41.9
3	今まで使い慣れている半面・全面マスクの方が作業しやすいから	19	4.9
4	会社や職長、上長から指示は無いが、被ばくによる健康への影響が不安だから	14	3.6
5	装備交換する場所が足りない、または混んでいるから	13	3.4
6	GゾーンやYゾーン等の装備を使い分ける運用が分からないから	6	1.6
7	その他	53	13.7
	- 無回答	11	2.8
	回答対象者 (問11で「Yゾーン装備」、問11-1で「はい」と回答された方)	387	100.0
	回答非対象者 (問11で「Yゾーン装備」及び問11-1で「はい」と回答された方以外)	5116	-

< 皆さまへのお知らせ >

- 2016年3月をもって、表土除去やモルタル吹付(フェーシング)などを用いた除染作業が概ね終了しました。
(1~4号機建屋周辺等については引き続き実施中)
- このことから、①作業時の負荷軽減による安全性と作業性の向上 ②線量低減が実施されたエリアを可能な限り低い汚染レベルに維持することを目的とし、2016年3月より放射線防護装備の運用を変更しました。
- 構内の汚染状況を確認しながら、**更にGゾーンを拡張(軽装備で作業可能なエリアを拡張)し、作業員の皆さまの作業負荷を軽減**するとともに構内をクリーンに保つよう管理してまいります。



防護装備軽減の例

問11 作業時の服装について

作業時の装備の感想についておたずねします。

問12 構内で一般作業服または構内専用服で作業ができるようになりましたが、カバーオールや全面(半面)マスクで作業していた時と比べて、「身体への負担が減った」、「作業の効率が上がった」と感じますか。

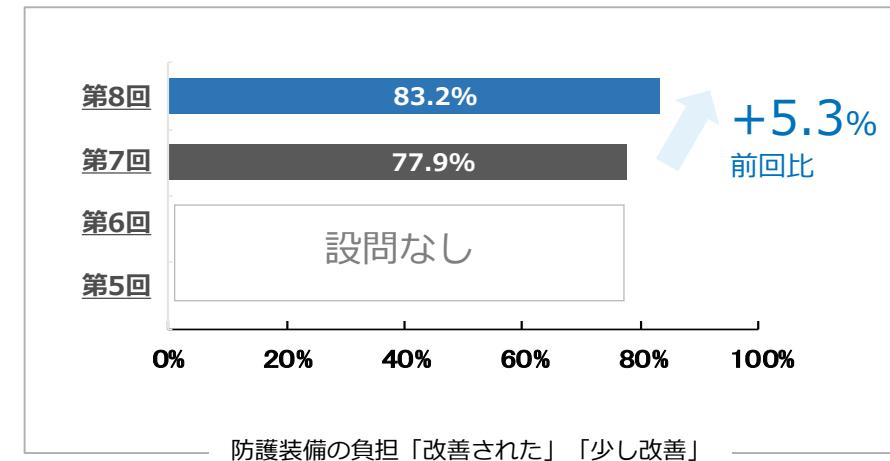
No.	カテゴリー名	n	%
1	改善された	2187	48.2
2	少し改善された	1587	35.0
3	変わらない	703	15.5
4	少し悪くなった	39	0.9
5	悪くなった	20	0.4
	何れかの感想を選択した方(上記選択肢の1～5を選択した方)	4536	100.0
	「わからない」を選択した方	814	-
	無回答	153	-

問12-1 悪くなったと感じる理由を書いてください。

主な自由記載意見

- ・エリアによって靴を履きかえるため大変。靴を手にもって歩くため手がふさがってしまう。
- ・DS2マスクに変わったことで作業しやすくなったが、GゾーンとYゾーンの間で着替えの手間が増えたことがマイナス点です。
- ・DS2が汗でぬれると呼吸がしにくい。

- 83.2%の方が構内専用服の導入により、身体的負荷や作業効率が「改善された」「少し改善された」と回答されています。



< 皆さまへのお知らせ >

- 現場の汚染状況に応じた区分の考え方（Gゾーン、Yゾーン、Rゾーン）を導入した結果、ゾーン毎に着替えが必要となり、少し面倒に感じられることもあるかもしれませんが、現場をクリーンに保つとともに、作業時の負荷軽減による安全性と作業性の向上を図っていくために必要な運用ですので、ご理解いただけますようお願いいたします。

- 今後は、GゾーンでのYゾーン靴移動を抑制することや、各ゾーンの標示を標準化するなど運用の改善に努めてまいります。汚染の拡大を抑制することで、より一層の現場のクリーン化を進め、作業効率に加えて安全性も向上させたいと考えておりますので、引き続きご協力願います。

作業に当たられている方々の
やりがい、不安に関する設問(問13～問16)

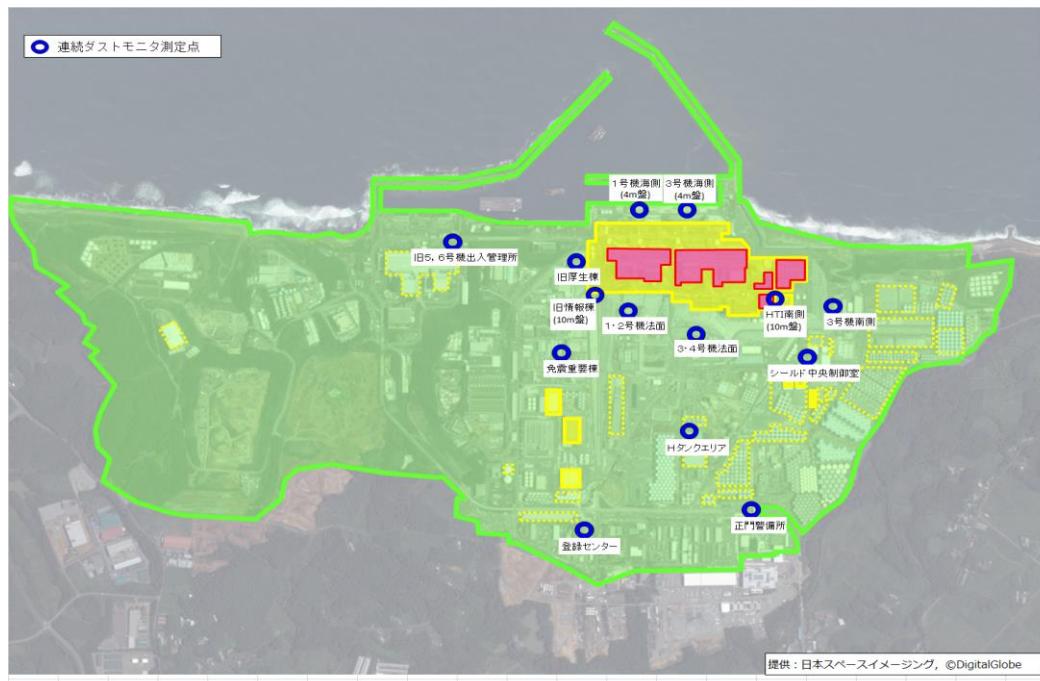
放射線に対する不安についてお聞きします。

問13 構内で装備が軽減化されて、一般作業服または構内専用服、DS2マスク着用で作業ができるようになりましたが、放射線に対する不安はありますか。

No.	カテゴリ名	n	%
1	ない	1736	32.4
2	ほとんどない	1803	33.6
3	多少ある	1084	20.2
4	ある	547	10.2
5	大いにある	190	3.5
何れかの感想を選択した方(上記選択肢の1～5を選択した方)		5360	100.0
無回答		143	-

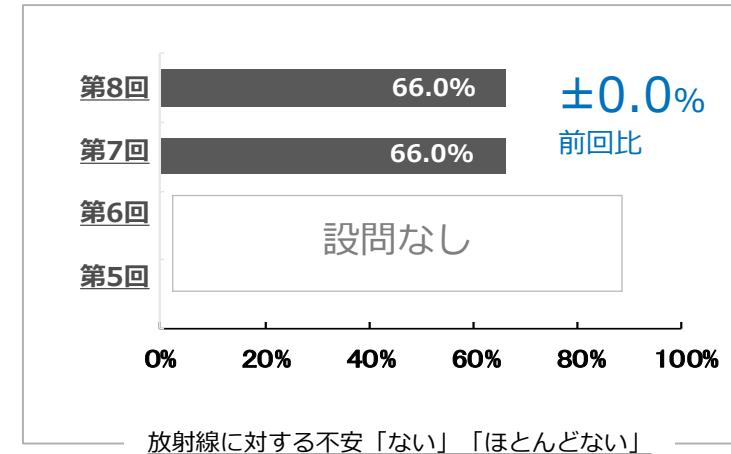
問13-1 放射線に対してどのようなことが不安ですか。

No.	カテゴリ名	n	%
1	顔の露出している部分が汚染しそう	947	52.3
2	内部取り込みが増えそう	701	38.8
3	将来の健康が不安	694	38.4
4	自前の靴（靴カバーをした移動時）や作業服が汚染しそう	594	32.8
5	漠然とした不安	463	25.6
6	被ばくが増えそう	408	22.6
7	どんな装備が正しいのか不安	373	20.6
8	その他	100	5.5
何れかの選択肢を回答した方(上記選択肢の1～8を選択した方)		1809	100.0
無回答		12	-
回答非対象者 (問13で「多少ある」、「ある」、「大いにある」以外を回答された方)		3682	-



○3割程度の方が放射線に対する不安が「大いにある」「ある」「多少ある」と回答されています。

○不安を感じている理由として、半数以上の方が「顔の露出している部分が汚染しそう」と回答されています。



< 皆さまへのお知らせ >

○2016年3月より放射線防護装備の運用を変更しておりますが、運用変更以降に顔の汚染はほとんど発生しておらず、増加傾向もありません。顔が汚染する原因は、マスクや着衣類を脱ぐときに、汚染したゴム手袋等で誤って触れることであり、これはゴム手袋の小まめな交換により抑制することができます。

○今後も、構内のクリーン化と放射線防護装備の軽減化を進め、より一層の作業環境の改善に努めてまいりますので、汚染拡大の防止と現場ルールの順守に皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

やりがいについてお聞きします。

問14 福島第一原子力発電所で働くことにやりがいを感じていますか。

No.	カテゴリー名	n	%
1	感じている	1749	32.4
2	まあ感じている	2377	44.0
3	どちらでもない	662	12.3
4	あまり感じていない	350	6.5
5	感じていない	259	4.8
	いずれかの感想を選択した方	5397	100.0
	無回答	106	-

問14-1 やりがいを感じている理由は何ですか。

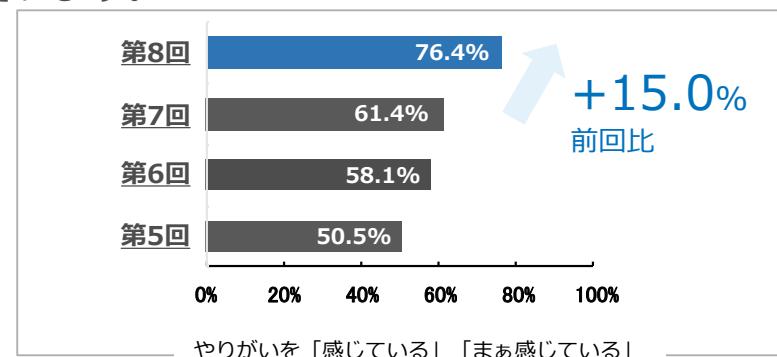
No.	カテゴリー名	n	%
1	福島の復興のため（使命感）	1792	40.1
2	福島第一の廃炉のため	1371	30.7
3	昔から福島第一で働いている（愛着）	1174	26.2
4	他より賃金が良い	1114	24.9
5	自分の作業が廃炉に貢献できている	1066	23.8
6	責任ある仕事を任されている	597	13.3
7	自分の技術・技能を活かせる	512	11.4
8	達成感が得られる	433	9.7
9	仕事の進み具合が目に見えてわかる	413	9.2
10	興味がある	400	8.9
11	周りの人から感謝される	165	3.7
12	その他	70	1.6
	いずれかの選択肢を回答した方(上記選択肢の1～12を回答した方)	4473	100.0
	無回答	315	-
	回答非対象者 (問14で「感じている」、「まあ感じている」、「どちらでもない」以外を回答された方)	715	-

問14-2 やりがいを感じていない理由は何ですか。

No.	カテゴリー名	n	%
1	他の仕事と賃金があまり変わらない	515	47.0
2	廃炉事業の中での自分の仕事の貢献度がわからない	435	39.7
3	自分の技術・技能を活かせない	252	23.0
4	仕事に重要性を感じない	222	20.3
5	その他	155	14.2
	いずれかの選択肢を回答した方(上記選択肢の1～5を回答した方)	1095	100.0
	無回答	176	-
	回答非対象者 (問14で「感じていない」、「あまり感じていない」、「どちらでもない」以外を回答された方)	4232	-

○76.4%の作業員の方が「やりがいを感じている・まあ感じている」と回答されています。

○第7回（平成2016年8～10月）のアンケート結果（61.4%）と比べてさらに増加しています。



< 皆さまへのお知らせ >

○現場で働いている作業員の皆さまと、そのご家族のためのウェブサイト「1 FOR ALL JAPAN」を2015年10月15日にオープンいたしました。こちらのサイトでは、皆さまがどのような思いで作業をされているかについてインタビューを行い、掲載していきます。また、ウェブサイトの内容を月刊誌「月刊いちえふ。」として毎月配布していきます。

○今回のアンケートにおいて、543名の方がウェブサイトを「知らない」と回答されました。下記URL、QRコードによりご利用いただけますので、ご家族の方を含めぜひご覧いただければと思います。

URL⇒<http://1f-all.jp>



QRコード



ウェブサイト「1 FOR ALL JAPAN」画面



月刊誌「月刊いちえふ。」

あなたの不安についてお聞きします。

問15 福島第一原子力発電所で働くことに不安を感じていますか。

No.	カテゴリー名	n	%
1	不安を感じていない	3313	61.3
2	不安を感じている	2094	38.7
	いずれかの選択肢を回答した方(上記選択肢の1～2を選択した方)	5407	100.0
	無回答	96	-

問15-1 不安を感じている理由は何ですか。

No.	カテゴリー名	n	%
1	先の工事量が見えないため、いつまで働けるかわからない	962	46.0
2	被ばくによる健康への影響	960	45.9
3	安定的な収入が保証されない	644	30.8
4	現場での事故、ケガ、熱中症	483	23.1
5	福島第一で働くことに対する世間からの評判	437	20.9
6	震災時のような事故があるのではないか	366	17.5
7	福島第一の情報が新聞やテレビからしか入ってこない	232	11.1
8	その他	79	3.8
	いずれかの選択肢を回答した方(上記選択肢の1～8を選択した方)	2090	100.0
	無回答	4	-
	回答非対象者 (問15で「不安を感じている」以外を回答された方)	3409	-

あなたのご家族の不安についてお聞きします。

問16 ご家族の方は、あなたが福島第一原子力発電所で働くことに不安を感じていますか。

No.	カテゴリー名	n	%
1	不安を感じていない	2584	47.7
2	不安を感じている	1983	36.6
3	わからない・該当しない	847	15.6
	いずれかの選択肢を回答した方(上記選択肢の1～3を選択した方)	5414	100.0
	無回答	89	-

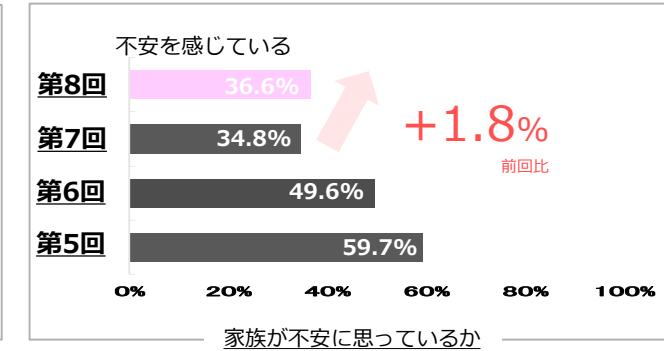
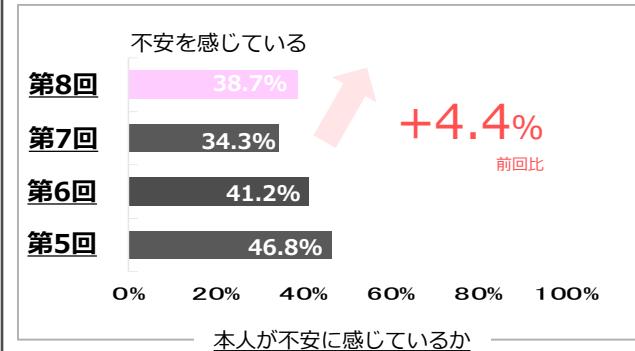
問16-1 ご家族が不安を感じている理由は何ですか。

No.	カテゴリー名	n	%
1	被ばくによる健康への影響	1547	78.1
2	現場での事故、ケガ、熱中症	769	38.8
3	震災時のような事故があるのではないか	593	29.9
4	福島第一で働くことに対する世間からの評判	587	29.6
5	安定的な収入が保証されない	527	26.6
6	先の工事量が見えないため、いつまで働けるかわからない	510	25.8
7	福島第一の情報が新聞やテレビからしか入ってこない	343	17.3
8	その他	43	2.2
	いずれかの選択肢を回答した方(上記選択肢の1～8を選択した方)	1980	100.0
	無回答	3	-
	回答非対象者 (問16で「不安を感じている」以外を回答された方)	3520	-

○61%の方が「不安を感じていない」と回答されている一方で、39%の方が「不安を感じている」と回答されています。

○理由としては、「いつまで働けるかわからない」、「被ばくによる健康への影響」が挙げられています。

※放射線に関する不安については、「問13 放射線に対する不安について」(15ページ)をご覧ください。



皆さまへのお知らせ

○現場の線量率をその場で確認できるように、平成28年1月に構内の線量率モニタの数を20台→86台に増やしました。

○ウェブサイト「1 FOR ALL JAPAN」にも構内の線量データなどをアップしていきますので、ご家族の方もぜひご覧ください。

○被ばくによる健康への影響について講演会を開催し、その様子をDVDで元請企業各社に配布させていただいておりますので、是非ご覧ください。

○福島第一で作業をされた方が2016年8月に白血病の労災を認定されました。

厚生労働省は、「白血病の労災認定基準は、年間5mSv以上の放射線被ばくをすれば発症するという境界を表すものではなく、労災認定されたことをもって、科学的に被ばくと健康影響の因果関係が証明されたものではない。」との考え方を示しています。

○被ばくによる健康への影響に関して相談したいことがありましたら、28ページの相談窓口にご連絡ください。

就労実態に関する設問(問17～問23)

作業時の指示についてお聞きします。

問17 作業現場において、あなたに直接作業指示(安全を守る指示や健康に関する指示は除きます)をする職長や上長が所属する会社と、あなたに給料を支払っている会社(=雇用(こよう)企業)が違つと、条件によっては法令違反になることを知っていますか。

No.	カテゴリー名	n	%
1	知っている	5144	93.5
2	知らない	213	3.9
-	無回答	146	2.7
	全体	5503	100.0

問17-1 あなたの職種を教えてください。

No.	カテゴリー名	n	%
1	作業員	2574	46.8
2	作業班長/職長/管理員 [主任技術者、工事監理者、放射線管理(責任)者、その他管理員]	2473	44.9
-	無回答	456	8.3
	全体	5503	100.0

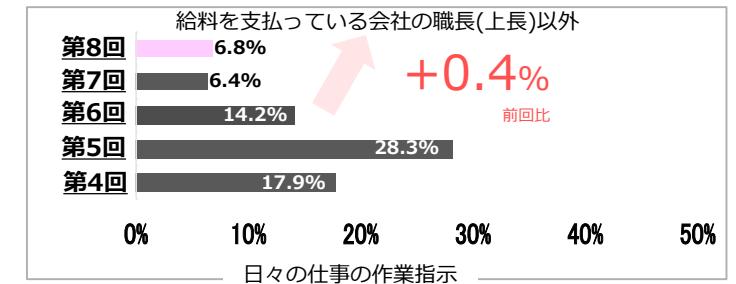
問17-2 あなたは日々の仕事の作業指示を誰から受けますか。

No.	カテゴリー名	n	%
1	あなたに給料を支払っている会社の職長(上長)	2317	90.0
2	あなたに給料を支払っている会社以外(元請や上次会社など)の人	174	6.8
-	無回答	83	3.2
	回答対象者 (問17-1で「作業員」と回答した方)	2574	100.0
	回答非対象者 (問17-1で「作業員」以外を回答した方)	2929	-

問17-3 あなたとあなたに作業内容を指示する会社との関係を教えてください。

No.	カテゴリー名	n	%
1	請負契約の発注者	24	13.8
2	出向先	8	4.6
3	派遣労働者としての派遣	37	21.3
4	その他	4	2.3
-	無回答	101	58.0
	回答対象者 (問17-2で「あなたに給料を支払っている会社以外の人」と回答した方)	174	100.0
	回答非対象者 (問17-2で「あなたに給料を支払っている会社以外の人」以外を回答した方)	5329	-

○職種を「作業員」と答えた方の6.8%が「作業内容や休憩時間等を指示する会社と賃金を払っている会社が違つ」と回答されています。



実態調査結果について

○上記の回答は法令違反の可能性もあることから、問17-2で「あなたに給料を支払っている会社以外(元請や上次会社など)の人」と回答された件数174件のうち、元請/雇用企業名(記載は任意)の記載があった35件について、元請企業を通じた実態調査を実施しました。

○35件全ての事案において、適切な指揮命令系統の下、作業が行われていることを確認しました。

○雇用企業名の記載がなかった139件のうち、元請企業名(記載は任意)の記載があった131件につきましては、元請企業へ適正な就労形態確保に関する取り組みをお願いすると共に、協力企業が集まる場での周知徹底をお願いしております。

雇用会社と作業指示会社との関係	件数	確認結果
請負契約	19	<ul style="list-style-type: none"> 安全指示を作業指示と誤認したことを確認：6件 安全指示を作業指示と誤認したことは確認できなかったが、指揮命令は適切であったことを確認：13件
派遣契約	16	<ul style="list-style-type: none"> 労働者派遣が労働者派遣契約に基づくものであることを確認。 従事している業務が、労働者派遣法第4条に定められる労働者派遣が禁止されている業務以外(放射線管理、水質分析、車両測定等)であることを確認。 雇用企業が派遣事業の届出を行っている事を確認。

皆さまへのお知らせ

○2017年4月より、皆さまと雇用会社との雇用契約の有無について、書面により確認し、雇用契約を確認することができた方々のみ、福島第一での就労を可能とするような運用を開始しております。

労働条件についてお聞きします。

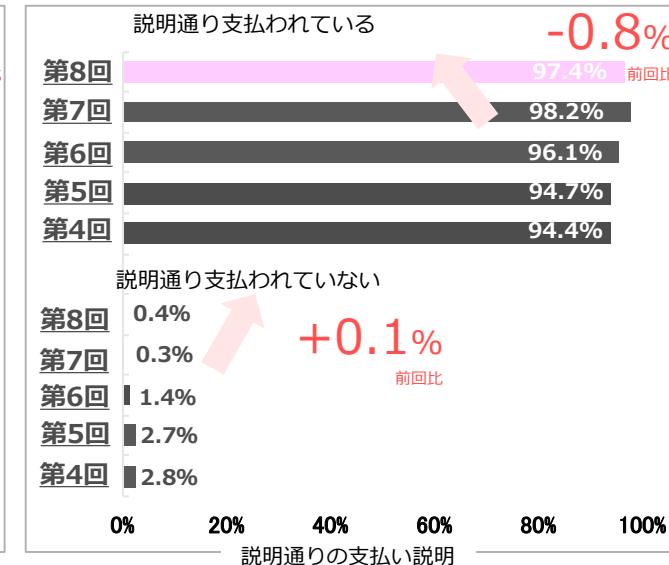
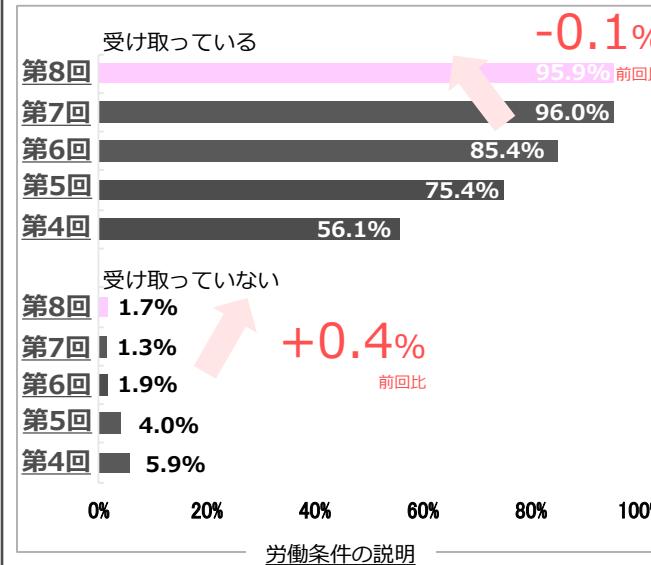
問18 雇用されている会社から契約期間、労働時間、休日、賃金などの条件が示された用紙(労働条件通知書や雇用契約書)を受け取っていますか。

No.	カテゴリ名	n	%
1	受け取っている	5280	95.9
2	受け取っていない	96	1.7
-	無回答	127	2.3
	全体	5503	100.0

問18-1 条件が示された用紙(労働条件通知書や雇用契約書)通りに給料は支払われていますか。

No.	カテゴリ名	n	%
1	支払われている	5142	97.4
2	支払われていない	21	0.4
-	無回答	117	2.2
	回答対象者 (問18で「受け取っている」と回答した方)	5280	100.0
	回答非対象者 (問18で「受け取っていない」以外を回答した方)	223	-

- 95.9%の作業員の方が労働条件が示された用紙を「受け取っている」と回答されています。
- 97.4%の作業員の方が労働条件が示された用紙通りに給料が支払われていると回答されています。



皆さまへのお知らせ

- 労働条件（賃金など）は、必ず書面で明示することが法令により求められています。
- 雇用契約を結ぶ際には、労働条件の内容についてしっかり確認をし、納得した上で契約を結んでください。
- 雇用主の皆さまは、雇用される方々に対して、わかりやすく労働条件を説明してください。
- 当社は、今後も労働条件の明示について協力企業各社に求めていくとともに、その状況を確認していきます。

結果の総括(労働条件の説明)

実態調査結果について

- 問18で就労条件が示された用紙(労働条件通知書や雇用通知書)を「受け取っていない」と回答された96件のうち、元請/雇用企業名(記載は任意)の記載があった15件について、元請企業を通じた実態調査を実施しました。
- 全15件について労働条件通知書や就業規則の交付により、適切に扱われていることを確認しました。
- 雇用企業名の記載がなかった81件のうち、元請企業名(記載は任意)の記載があった76件につきましては、元請企業へ適正な就労形態確保に関する取り組みをお願いすると共に、協力企業が集まる場での周知徹底をお願いしております。

労働条件の説明方法	件数	確認結果
労働条件通知書	14	・労働条件通知書に自筆署名をいただいた上で、写しを交付していることを確認した。
就業規則	1	・就業規則を制定し、交付していることを確認。 ・労働基準法施行規則第5条にある「労働者に対して明示しなければならない労働条件」のうち、労働者により条件が大きく異なり、就業規則に記載することが適さない条件については、別途書面による交付を行っていることを確認した。 ・基本的な労働条件が就業規則に明示されていることを改めて周知するようお願いした。

結果の総括(労働条件通りの賃金の支払い)

実態調査結果について

- 問18-1で就労条件が示された用紙通りに給料が「支払われていない」と回答された21件のうち、元請/雇用企業名(記載は任意)の記載があった6件について、元請企業を通じた実態調査を実施しました。
- 全6件について労働条件通知書通りに支払われていることを確認しました。
- 雇用企業名の記載がなかった15件については、全ての事案で元請企業名(記載は任意)の記載があり、元請企業へ適正な就労形態確保に関する取り組みをお願いすると共に、協力企業が集まる場での周知徹底をお願いしております。

支払い有無	件数	確認結果
支払いを確認	6	・労働条件通知書または、雇用契約書に基づき賃金が支払われていることを、給料明細や賃金台帳との照合により確認した。

問18

労働条件の説明

賃金割増についてお聞きします。

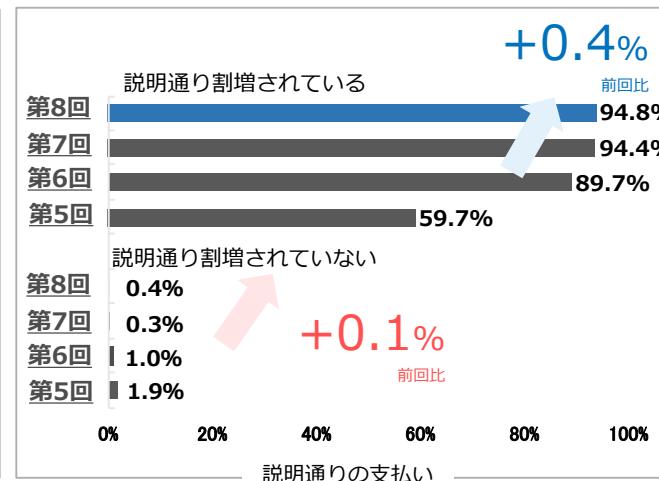
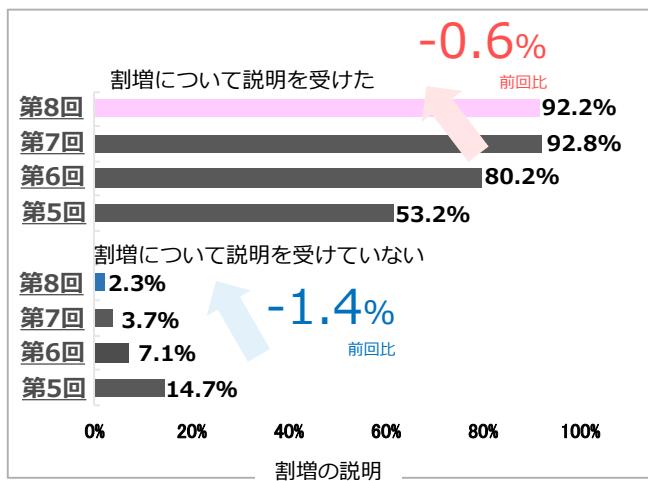
問19 福島第一の現場環境を踏まえ、今までに雇用企業から賃金割増や割増手当について説明を受けましたか。

No.	カテゴリー名	n	%
1	賃金割増や割増手当について、説明を受けている	5074	92.2
2	賃金割増や割増手当について、検討中との説明を受けている	94	1.7
3	賃金割増や割増手当について、説明を受けていない	128	2.3
-	無回答	207	3.8
	全体	5503	100.0

問19-1 説明を受けた通りに割増された賃金や手当が支払われていますか。

No.	カテゴリー名	n	%
1	賃金割増や割増手当が支払われると聞いた時期から説明通りに支払われている	4897	94.8
2	賃金割増や割増手当が支払われると聞いた時期がまだきていない	124	2.4
3	賃金割増や割増手当が支払われると聞いた時期を過ぎても説明通り支払われていない	23	0.4
-	無回答	124	2.4
	回答対象者 (問19で「説明を受けている」、「検討中との説明を受けている」と回答した方)	5168	100.0
	回答非対象者 (問19で「説明を受けている」、「検討中との説明を受けている」以外を回答した方)	335	-

- 92.2%の作業員の方が「割増の説明を受けた」と回答されています。
- 第7回（2016年8～10月）のアンケート結果（92.8%）と比較すると、ほぼ横ばいでした。
- 「賃金割増や新規手当について説明を受けた」と回答された方のうち、94.8%の作業員の方が「説明通り割増されている」と回答されています。
- 第7回アンケート結果(94.4%)と比較するとほぼ横ばいでした。



皆さまへのお知らせ

賃金改善に向けた取り組み

- 当社は、緊急安全対策による労働環境改善方策の一環として、設計上の労務費の割増をしたうえで工事代金を算出し、元請企業と請負契約を締結するとともに、取引先様（元請企業・協力企業）のご理解とご協力のもと、それによって作業員の皆さまの賃金改善が図られるように、取引先様と一体となって取り組んでおります。

取り組みの実効性の確認

- 今回のアンケート調査とは別に、当社は、2014年度から元請企業毎に受注工事事件名の施工体系図に記載されている協力企業から数社を任意に抽出し、次の事項について、聞き取り・調査をすることにより、設計上の労務費割増の取り組みが作業員の皆さまの賃金改善に寄与しているかどうかという視点で、取り組みの実効性を確認しております。

- ・本取組の趣旨が作業員の方へ説明されていること(説明会議事録等の記録を閲覧)
- ・本取組が作業員の賃金改善面で機能していること(労働条件通知書・賃金台帳等を閲覧)

- * 1 設計上の労務費割増とは、当社が福島第一原子力発電所の廃炉に係る契約に適用する設計上の労務費（積算上の単価）の割増に関する考え方であり、これは下請契約等における労務費単価や労働契約に基づき雇用主（雇用企業）から作業員の皆さまへ支払われる賃金をお示しするものではありません。
- * 2 雇用契約の内容（賃金その他の労働条件）は、作業員の皆さまと雇用主（雇用企業）間の労働契約によって決められますので、その内容は従事する作業や雇用企業によって異なります。



結果の総括（賃金割増の説明）

実態調査結果について

- 問19で賃金割増に関して「説明を受けていない」と回答された128件のうち、元請/雇用企業名（記載は任意）の記載があった29件に対し元請企業を通じた実態調査を実施しました。
- 全29件において、賃金割増の説明・周知を行っていることを確認。**
- 雇用企業側で用いる手当名称「危険手当」がアンケートで用いた名称と異なるため、別の手当が存在すると誤認したとの意見が多く寄せられています。
- 雇用企業名の記載がなかった99件のうち、元請企業名（記載は任意）の記載があった95件につきましては、元請企業へ適正な就労形態確保に関する取り組みをお願いすると共に、協力企業が集まる場での周知徹底をお願いしております。

説明方法	件数	確認結果
書面にて説明	27	<ul style="list-style-type: none"> ・労働条件通知書や賃金割増に関する書面を交付していることを確認した。 ・雇用企業側で用いる手当名称「危険手当」等がアンケートで用いた名称「賃金割増」と異なるため、別の手当が存在すると誤認したとの意見が多く寄せられている。
就業規則等の社内規則の掲示等	1	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金割増に関する取扱いを含む就業規則を制定し、周知していることを確認した。 ・労働契約法第10条によると、「変更後の就業規則を労働者に周知させ、・・・（後略）」とあり、交付は要件ではなく、備付やイントラネット上での掲示が認められており、変更後の就業規則に賃金割増に関する記載があることを知らなかった。 ・賃金割増について、就業規則に明示されていることを改めて直接周知するようお願いした。
割増施策の対象外であるため説明なし	1	<ul style="list-style-type: none"> ・福島第一の管理対象区域外での作業であり、割増施策の対象外であったため、割増賃金に関する説明を行う必要はない。

結果の総括（賃金割増の支払い）

実態調査結果について

- 問19で賃金割増に関して「説明を受けている」、かつ問19-1で「支払われると聞いた時期を過ぎても説明通りに支払われていない」と回答された23件のうち、元請/雇用企業名（記載は任意）の記載があった8件に対し元請企業を通じた実態調査を実施しました。
- 全8件において、割増賃金の支払いを行っていることを確認しました。**
- 雇用企業名の記載がなかった15件のうち、元請企業名（記載は任意）の記載があった14件につきましては、元請企業へ適正な就労形態確保に関する取り組みをお願いすると共に、協力企業が集まる場での周知徹底をお願いしております。

支払い有無	件数	確認結果
支払いを確認	1	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務形態を誤認しており、一部の時間外賃金が支払われていないと誤認した。（賃金割増に限った事案ではなかった）
	7	<ul style="list-style-type: none"> ・支払われていないと回答した理由は定かではないが、労働条件通知書や社内規定に則り支給していることを確認した。

個人線量計（APD）についてお聞きします。

問20 2016年9月～2017年9月の期間で、個人線量計(APD)の正しくない使い方を構内で見たり、相談を受けたり、指示されたことがある場合は、その時期や詳しい内容を書いてください。

○アンケートに記載されていたご意見の内訳は以下のとおり。

事象	件数
APDを鉛でカバーしているのを見た	1
現場でAPDを着用していなかったのを見た	1
APDの使い方が間違っていた※1（不正使用ではないもの）	15

※1 (例)APDの表裏が逆だった/APDをポケットに入れず、下げていた

実態調査結果について

- アンケートに記載されていたご意見のうち、「APDを鉛でカバーしているのを見た：1件」、「現場でAPDを着用していなかったのを見た：1件」(上表の緑枠内)については、実態調査（事実確認やAPDとガラスバッジの計測値の比較等）を実施しております。
- 実態調査の結果では、そのような事実を確認できませんでした。
- また、日頃よりAPDとガラスバッジ等との線量データの比較を行っており、至近1年間で特異なデータは見つかっておりません。

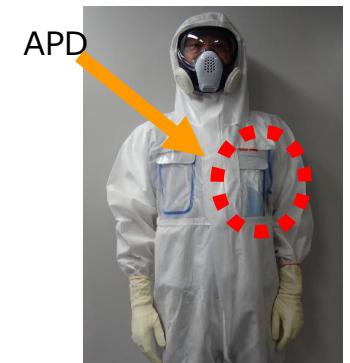
皆さまへのお知らせ

＜APD・ガラスバッジ着用時の注意事項＞

- APDやガラスバッジは、表側を外に向けて、男性は胸部、女性は腹部に着用する必要があります。APDやガラスバッジの正しい着用について、作業前のご確認をお願いいたします。
- なお、APDの表裏を反対にした場合の影響について、ガンマ線については、JISの定める測定誤差範囲内（30%以内）であることを確認しています。また、ベータ線について、滞留水に直接接触する作業などの体の末端部が最も被ばくする場合は、原則、APDに加えてリングバッジを着用して測定しています。
- 今後も、以下の再発防止対策を継続することで、不正使用の発生防止に努めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。

＜主な再発防止対策実施状況＞

- ①【当社】胸部分が透明なカバーオールの導入
（→2013年2月25日から継続運用中）
- ②【当社・協力企業】APD抜き打ち確認
（→これまで正しく所持されていることを確認しております）
- ③【当社・協力企業】APDとガラスバッジ等との線量データの比較



胸部分が透明なカバーオール

（→これまでAPDとガラスバッジ等の線量に特異なデータは見つかっておりません）

監督官庁の指導により、2012年10月から、ガラスバッジ等の積算型個人線量計とAPDの測定結果に一定の基準※を超える乖離がある場合には調査を実施し、高い測定値を記録線量として採用しています。

※一定の基準の乖離：±20%を上回らない値で設定

- ④【協力企業】日々のAPDデータの確認
（→これまで特異なデータは見つかっておりません）
- ⑤【当社】放射線防護教育の継続実施

アンケート項目・結果

結果の総括

作業時間についてお聞きします。

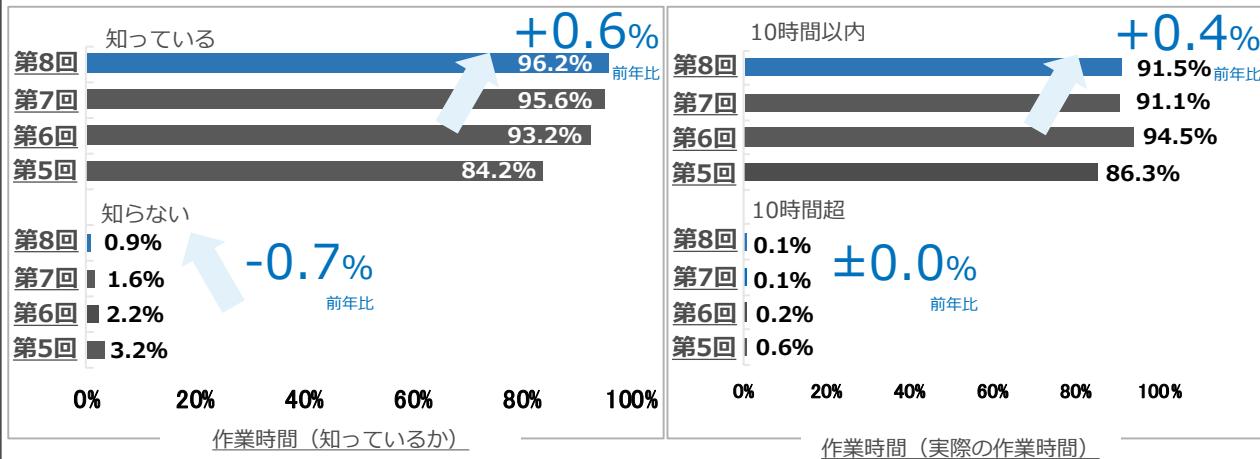
問21 福島第一原子力発電所構内での線量計(APDやガラスバッチ)をつけた1日の作業時間は、原則(げんそく)10時間(法定労働時間8時間+残業時間2時間)以内にしなければならないことを知っていますか。

No.	カテゴリー名	n	%
1	知っている	5293	96.2
2	知らない	49	0.9
-	無回答	161	2.9
	全体	5503	100.0

問21-1 福島第一原子力発電所構内で線量計をつけた1日の作業時間(休憩時間を除く)は10時間以内ですか。

No.	カテゴリー名	n	%
1	10時間以内	5035	91.5
2	10時間を超えている	7	0.1
-	無回答	461	8.4
	全体	5503	100.0

○過去のアンケート結果と比べ改善傾向にあります。



皆さまへのお知らせ

- 福島第一の構内での作業時間は、原則10時間（法定労働時間8時間+時間外2時間）以内にしなければなりません。（福島第一周辺での除染作業も含みます）
- 福島第一の構内に滞在する時間＝作業時間が基本となります。（ただし、休憩時間は作業時間に含まれません）
- 構内休憩所における朝礼、TBM・KY、打ち合わせ、待機、装備の脱着、退構時の車両スクリーニング時間等も作業時間に含まれます。

実態調査結果について

- 問21-1で線量計をつけた1日の作業時間(休憩時間を除く)が「10時間を超えている」と回答された7件のうち、元請企業名（記載は任意）の記載があった7件に対し実態調査を実施しました。
- 全7件において、違法な10時間超え作業がないことを確認しました。**
- APDを用いた入域時間の確認を行っており、変形労働時間制の届出を行っている事例を除き、至近1年で10時間を超えた入域は発生していません。

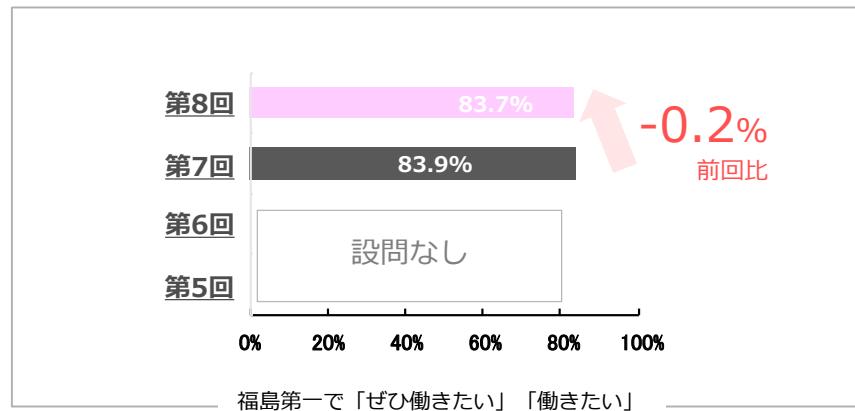
確認結果	件数	確認結果の詳細
変形労働時間制の採用	3	<ul style="list-style-type: none"> ・160時間/4週の変形労働時間制の届出を労働基準監督署へ行っている。 ・厚生労働省通達(基発168号)によると、変形労働時間制を採用する場合の有害業務の労働時間について、「変形労働時間制を定める場合にはその特定の日の所定労働時間を超える部分についても適用される」とあり、所定労働時間が8時間を超える場合は10時間を超えて有害業務に従事することが可能。 ・なお、本内容については労働基準監督署に確認している。
複数件名で作業したことによる誤認	1	<ul style="list-style-type: none"> ・1日で複数のバーコードをAPDに登録し作業をおこなったため、10時間を超えて作業をしてしまったと誤認した。 ・APDの記録を確認したところ、10時間を超える事実はなかった。
個人特定には至らなかった事案	3	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の特定に至らず、10時間を超えたと記載した理由は不明であるが、元請企業がAPD記録を確認したところ、10時間を超える事実はなかった。

アンケート項目・結果

みなさまへのメッセージ

問22 今後も福島第一で働いていただけますか。

No.	カテゴリー名	n	%
1	ぜひ働きたい	1417	25.7
2	働きたい	3194	58.0
3	どちらでもない	395	7.2
4	どちらかと言えば働きたくない	215	3.9
5	働きたくない	95	1.7
-	無回答	187	3.4
	全体	5503	100.0



皆さまへのお知らせ

日々、福島第一の廃炉に向けた作業にご尽力いただきありがとうございます。

「問23」では、「挨拶をしても挨拶を返さない」「上から目線のものを使う」「震災前の横柄な態度に戻っている」「服装がだらしない」など当社社員の姿勢や態度に対し、大変厳しいご意見をいただきました。作業員の皆さまには不快な思いをさせてしまい、深くお詫び申し上げます。

また、そうした中でも、「問22」で8割以上の方々が、これからも福島第一で「是非働きたい」「働きたい」と使命感をもったご回答をしていただきましたことに感謝申し上げます。

廃炉事業は普通の現場以上に作業員の方々と力を合わせ、お互いが「パートナー」として認識し合い、一体となって進めなければ成し遂げられない事業であると確信しています。そのためには当社社員は、'挨拶を交わす'という人としてごく当たり前のことは勿論の事、仕事に対する厳しさと共に、協力企業の皆さま方に敬意をはらい、誠実な態度で接することが必要ですし、模範となる身だしなみに心掛けることも大変大事なことで認識しています。

今一度、今回の皆さま方からのご意見を真摯に受け止め、今後の姿勢・態度を正すよう福島第一で従事している全社員に周知徹底いたします。

今後も「安心して働きやすい職場」作りに取り組んでまいりますので、当社社員とともに、福島第一の安定化・廃炉に向け、ご協力の程よろしくお願いいたします。

アンケート項目・結果

問23 東電社員に対して感じることを自由に書いてください。

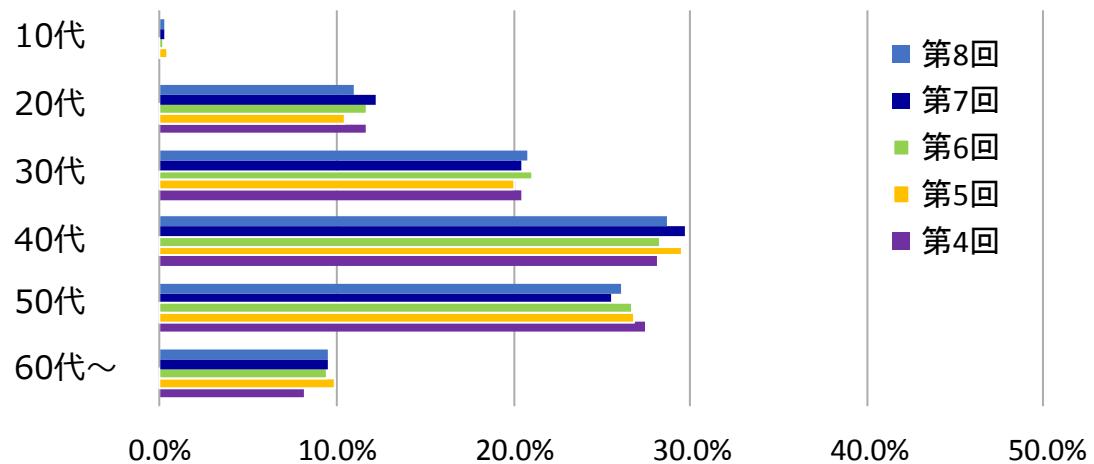
大分類	小分類	件数	主な意見
お叱りの言葉	横柄な態度	113 (94)	・上から目線、傲慢な態度は変わらない ・むかしの東電に戻ったような気がする
	あいさつ	76 (81)	・挨拶をしても返してくれない ・挨拶はされるものではなく「する」もの
	業務への姿勢	64 (120)	・部署間の連携が円滑でないと感じる ・階段の手すりを使っていない
	会社の姿勢	45 (65)	・現場でのルールが守られていない ・工程優先の考えが多々あり
	みだしなみ	15 (19)	・服装がだらしない若手社員がいる ・サンダルでパタパタと歩行
	モラル	9 (10)	・構内速度のスピード違反、逆走も多い
お叱りの言葉	小計	322 (389)	—
おほめの言葉		125 (224)	・働きやすい環境を作ってください感謝 ・挨拶が素晴らしい ・丁寧に対応してくれる

※カッコ内の数字は、昨年実施した第7回アンケートでいただいたご意見数

アンケート項目・結果

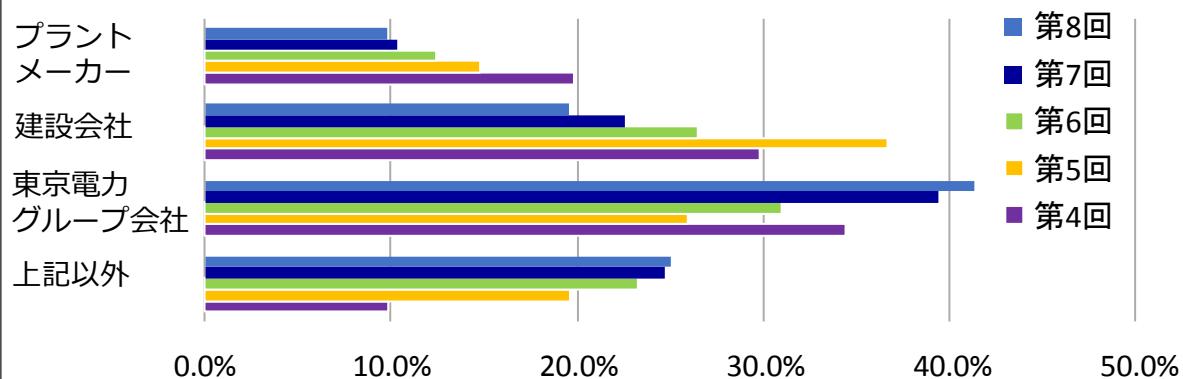
(1) 年齢構成

No.	カテゴリ名	n	%
1	10代	14	0.3
2	20代	608	11.0
3	30代	1143	20.8
4	40代	1581	28.7
5	50代	1435	26.1
6	60代～	525	9.5
-	無回答	197	3.6
	全体	5503	100.0



(2) 企業種別

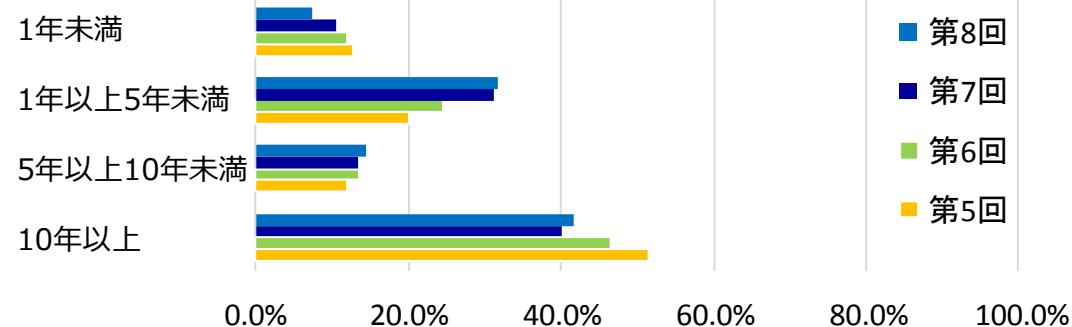
No.	カテゴリ名	n	%
A	プラントメーカー	540	9.8
B	建設会社	1076	19.6
C	東京電力グループ会社	2272	41.3
D	その他	1374	25.0
-	無回答	241	4.4
	全体	5503	100.0



アンケート項目・結果

(3) 現在の職種での作業経験年数

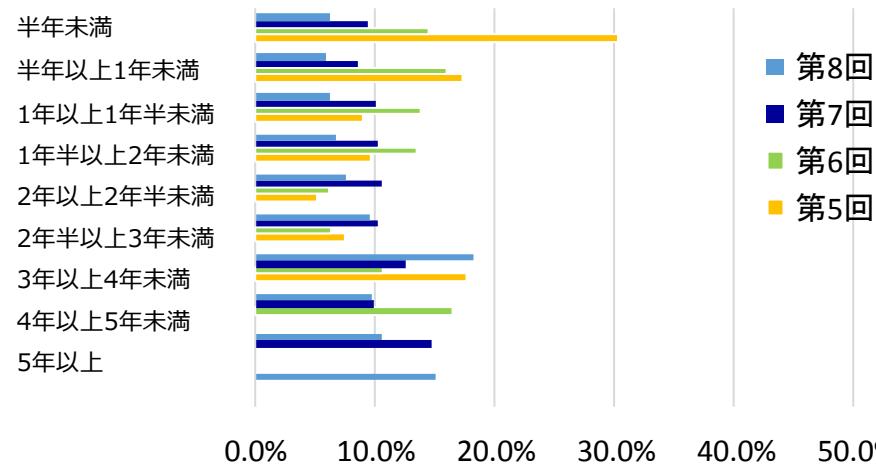
No.	カテゴリ名	n	%
1	1年未満	414	7.5
2	1年以上5年未満	1747	31.7
3	5年以上10年未満	804	14.6
4	10年以上	2298	41.8
-	無回答	240	4.4
	全体	5503	100.0



(4) 震災以降の福島第一での作業経験年数

No.	カテゴリ名	n	%
1	半年未満	345	6.3
2	半年～1年未満	324	5.9
3	1年～1年半未満	349	6.3
4	1年半～2年未満	369	6.7
5	2年～2年半未満	417	7.6
6	2年半～3年未満	524	9.5
7	3年～4年未満	1003	18.2
8	4年～5年未満	540	9.8
9	5年～6年未満	586	10.6
10	6年以上	823	15.0
-	無回答	223	4.1
	全体	5503	100.0

▶ 福島第一での作業経験年数が半年未満の方が、前々回14.5% (946人)、前回9.4% (582人) から更に減少し6.3%(345人)となり、継続して働いていただけるようになってきました。



相談窓口について

健康支援相談窓口

■ 行政にご相談したい場合

(原則として、相談内容は当社に通知されません)

- (独)労働者健康安全機構福島産業保健総合支援センター
請負事業者を含めて福島第一原子力発電所で働くすべての
方々が、気軽に健康相談や健康支援の相談をできるよう、
2016年7月8日より、発電所に出張相談窓口を週1回設置し
ています。

受付電話：024-529-6150

(受付時間：平日9:00～17:00)

- ※上記の出張相談対応の他、電話やファックスによる相談対応
も行っています。

受付電話：024-529-6150

(受付時間：平日9:00～17:00)

ファックス：024-526-0528

被ばくによる健康への影響に関する 相談窓口

■ 当社にご相談したい場合

担当：原子力保健安全センター

電話：XXXX-XXXX（実際に現場に掲示されるものには
連絡先が記載されています）

(受付時間：平日8:40～12:00、13:00～17:20)

作業員の皆さまだけでなく、ご家族の方もご相談して
いただけます。

■ 行政にご相談したい場合

(原則として、相談内容は当社に通知されません)

- (独)労働者健康安全機構福島産業保健総合支援センター

電話：024-526-0526

(受付時間：平日9:00～17:00)

予約をすれば対面による相談も可能です。

※医師による相談日は月3～4日程度です。

- 全国労働衛生団体連合会

電話：0120-808-609

(受付時間：平日9:00～17:00)

予約をすれば対面による相談も可能です。

※原則として福島第一原子力発電所における緊急作業に従事した方
及びそのご家族の方を対象としています。

相談窓口について

就労形態に関する窓口

■ 当社にご相談したい場合

担当：廃炉資材調達センター

電話：XXXX-XXXX（実際に現場に掲示されるものには
連絡先が記載されています）

（受付時間：平日 9:00～17:00）

■ 弁護士にご相談したい場合

（ご本人が希望される場合を除き、相談内容は当社に通知されません）

担当：鈴木正勇弁護士（濱田法律事務所）

電話：XXXX-XXXX（実際に現場に掲示されるものには
連絡先が記載されています）

（受付時間：平日9:30～12:00、
13:00～17:30）

メール：XXXX@XXXX.XX（実際に現場に掲示される
ものには連絡先が記載されています）

■ 行政にご相談したい場合

（原則として、相談内容は当社に通知されません）

- ・偽装請負に関するご相談

福島労働局 需給調整事業室

電話：024-529-5746

（受付時間：平日 8:30～17:15）

- ・労働条件に関するご相談

富岡労働基準監督署 富岡総合労働相談コーナー

電話：0240-28-0170

（受付時間：平日 9:00～16:30）

■ 行政にご相談したい場合（続き）

- ・外国語による労働条件に関するご相談

厚生労働省及び労働局では、外国語による労働条件に関する相談ダイヤルや相談コーナー(対面)を設けています。

<相談ダイヤル>

担当：厚生労働省

言語	開設曜日	開設時間	電話番号
英語	月～金	10:00～15:00 (12:00～13:00は除く)	0570-001701
中国語			0570-001702
ポルトガル語			0570-001703
スペイン語	0570-001704		
タガログ語	0570-001705		
ベトナム語	0570-001706		

<相談コーナー>

担当：労働局・労働基準監督署

開設日等の詳細につきましては、それぞれの連絡先にお問い合わせください。なお、外国人労働者相談コーナーが設置されていない労働基準監督署においても相談を受け付けていますが、できるだけ通訳できる方と一緒に訪問されるようお願いいたします。

都道府県	設置箇所	対応言語	電話番号
宮城	宮城労働局 監督課	中国語	022-299-8838
茨城	茨城労働局 監督課	英語、スペイン語、中国語	029-224-6214
栃木	栃木労働局 監督課	英語、ポルトガル語、スペイン語	028-634-9115
	栃木労働基準監督署	中国語	0282-24-7766
群馬	太田労働基準監督署	ポルトガル語	0276-45-9920
埼玉	埼玉労働局 監督課	英語、中国語	048-600-6204
千葉	千葉労働局 監督課	英語	043-221-2304
東京	東京労働局 監督課	英語、中国語、タガログ語、 ベトナム語	03-3512-1612
神奈川	神奈川労働局 監督課	英語、ポルトガル語、スペイン語	045-211-7351

相談窓口について

個人線量計(APD)の不正使用に関する 相談窓口

■ 当社にご相談したい場合

担当：原子力安全・統括部

電話：XXXX-XXXX（実際に現場に掲示されるものには連絡先が記載されています）

（受付時間：平日9:00～17:00）

■ 弁護士にご相談したい場合

（ご本人が希望される場合を除き、相談内容は当社に通知されません）

担当：XXXX弁護士（XX法律事務所）

電話：XXXX-XXXX（実際に現場に掲示されるものには連絡先が記載されています）

（受付時間：平日9:30～12:00, 13:00～17:30）

メール：XXXX@XXXX.XX

（実際に現場に掲示されるものには連絡先が記載されています）